

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

全国労働衛生週間準備期間企画

「温かさ」こそ快適職場
メンタルヘルス不調者発生の未然防止へ

特集Ⅱ

倉庫に戸建住宅を1棟丸ごと設置！

アベルコ総合技術研修センター

スポット

パイプサポート 規格外のピンが発覚

東京・大阪労働局が警鐘

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2169

2012

9 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ21 埼玉会
荒祐子 労務事務所

所長 荒祐子

第 136 回

私用でケガをし、解雇された労働者が1年後に労災申請

■ 災害のあらまし ■

A社が経営する居酒屋に勤務する労働者Bは、店内で調理の業務に従事していた。被災当日は、店は空いており閉店時間の午後11時の1時間前には客がほとんどいなかったため、余りそうな食材で自分の夜食を作っていた。

包丁で食材を切っていたところ、誤って自分の左手人差し指を切ってしまった。出血がひどく、救急で医者にかかり5針縫ったが、労災になるか不安だったため、健康保険で受診した。以前にも同じようなことがあったが業務外とされたので、会社には今後も健康保険で受診すると報告した。

連絡を受けたA社は、本人が申請しないということで、詳細を調査する必要があることは認識していたが、そのままにした。Bはその後、ケガのため欠勤を続けた。A社はBが普段から遅刻が多かったこともあり、勤務成績不良でBを解雇した。

1年ほどたったところ、BからA社に連絡があり、左手人差し指の屈伸ができなくなったので、労災保険の障害補償給付の請求手続きをしたい、と言ってきた。

■ 判断 ■

ポイントの1つは、自分の夜食を作っていた、という私的行為が業務上にあたるかどうかである。このケースでは、日常的に廃棄処分にする食材は自己の責任で持ち帰ることが許されており、それを調理して、夜食として数人で営業中に食べていることをA社は黙認していたことから、いわゆるまかないと判断され業務上とされた。

もう1つは、1年前に解雇した労働者からの請求を受けるべきかであるが、労働者は業務上災害の保険給付を請求することが

できるので、遡って療養補償給付を請求するとともに、障害補償給付請求を行った。

■ 解説 ■

解雇した労働者からの突然の連絡であり、しかも事故後1年以上経過しているため、会社としてもこのような申し出には慎重にならざるを得ない。

労働者から申し出があった場合、保険給付はその請求に基づいて行うことになっており（労災保険法12条の8第2項）、労働者が請求したいという以上、会社は必要な証明を行うのが原則である。たとえ証明することを拒んだとしても、労働者は請求書を提出することができる。

不備の場合の訂正、業務上の災害かどうかの判断など、労働基準監督署の指示によるようになる。また、災害補償は労働基準法115条、労災保険法42条で、2年または5年の消滅時効が設けられているが、この範囲内である。保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない（労災保険法12条の5）。

事故に関しては、私的行為ともとれるが、①通常行われていた、②会社が黙認していた、ことから業務起因性が認められ業務上と判断された。そのため、1年前に遡って労災の申請に変更する必要ができた。

なお昨今、このような切創を負う事故が増えている。飲食業などで、安全教育がおろそかになっている例が多いが、使用者に安全配慮義務があるので、心して取り組みたいところである。

請求の手続きとしては、まずは、かかった病院に労災に切り替えたいと申し出る。病院が労災指定病院であれば、様式第5号（療養の補償給付たる療養の給付請求書）を提出する。病院が遡って受け付ければ、



窓口で支払った3割の自己負担分が返金され、治癒するまで窓口負担なしで療養補償給付を受けることができる。

遡れない場合は、一旦、健康保険の療養の給付を保険者に返金することになる。返金額が高額になった場合でも、相談すれば分割での支払いに応じてもらえる。そして、その領収書をつけて労災に療養費を請求することになる。どちらになるかは、かかった病院の対応によるということである。

労働基準法では、労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間、解雇制限を規定している（労働基準法19条）。Bは被災後、調理の仕事ができないことを自分で判断して休業していた。しかし、労災保険の「労働することができない」という定義は、受傷直前の業務に従事することではなく、完全に労務不能な状態をいうという判例が多く、全期間が休業補償給付の対象になるとはいえない。そこで、解雇については成立していると考えられる。

障害補償給付についても、被災時に遡って労災となるため、治癒した際に、左手人差し指の屈曲ができない状態であれば何ら問題なく請求できるものである。